



序章

計画の考え方

第1節 計画の趣旨





第 1 節 計画の趣旨

1 計画の背景

《国の動向》

障がい者施策の基本理念を定めた「障害者基本法（昭和 45 年制定・平成 5 年に現在の法律名に改正）」は、平成 16 年の障がい者の定義の見直しをはじめ、自立と社会参加への支援や差別禁止を盛り込む大幅な改正を経て、平成 23 年 7 月にさらに抜本的な改正^{*1}が行われました。この改正では、①障がい者の基本的人権、②障がい者の定義として「社会的障壁^{*2}」により障がいが生み出されること、③社会的障壁の除去に当たって「必要かつ合理的な配慮^{*3}」がされなければならないこと、④「合理的配慮」を行わないことは差別に当たること、等が明記されました。

また、長年の懸案であった「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 23 年 6 月に成立し、さらには福祉サービスの内容を定めた「障害者自立支援法（平成 17 年制定）」を経て、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 25 年 4 月に施行となりました。これらの制定・改正は、平成 21 年 12 月に内閣に設置された「障害者制度改革推進本部」による、国連の「障害者の権利に関する条約（平成 18 年採択）」の締結に向けた国内法整備をはじめとする集中的な改革のひとつとなっています。

この「障害者の権利に関する条約」の流れでは、平成 26 年 1 月に批准書を国連に寄託し、同年 2 月に効力が発生したことに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成 28 年 4 月から施行されることになり、国、地方公共団体及び事業者を対象として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別に当たること等が明記されました。

さらに、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスの調達を進める「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 25 年 4 月から施行されています。

このように、近年は、障がい者を取りまく重要な法律が大きく変革している時期となっています。





【関連法等の概要】

- 「発達障害者支援法（平成 16 年成立）」により、発達障がいの定義の明確化と支援体制の構築が図られることとなった。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（「バリアフリー新法」）（平成 18 年成立）」により、障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られることとなった。また、バリアフリー^{※4}とともにユニバーサルデザイン^{※5}をあわせて推進するための「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が平成 20 年度に決定している。
- 「教育基本法」が全面的に改正され、障がい児についても、その障がいの状態に応じ十分な教育が受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならないとされ、また「学校教育法の一部を改正する法律」により、障がい児に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行うため、従来の養護学校が特別支援学校の制度に転換された。（どちらも平成 18 年成立）
- 「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」として施行された（平成 23 年 8 月）。これにより、新たに障がい者への配慮に関する項目が基本理念として加えられた。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、平成 18 年の改正により精神障がい者を新たに対象に加えたほか、雇用支援制度の拡充が図られた。また平成 21 年には、中小企業の障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする改正が行われ、障がいのある人の就業機会の拡大と職業的自立の促進が図られることとなった。

※1 「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成 23 年 7 月成立）

※2 「社会的障壁」の定義は、障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの、とされた。

※3 いわゆる「合理的配慮」とは、「障害者権利条約」における概念であり、第 2 条の定義をもとに解釈すると、《障がいから発生する問題の解決を障がい者個人の自助努力に求めるのではなく、社会的な環境を適切な変更や調整をすることで解決すること。そして、それは過大な負担でない限り、社会に対して当然求められるもの》となる。障がいのない人に当たり前に保障されている権利を障がい者にも平等に保障する基本的人権の行使である。

※4 バリアフリー：人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁（バリア）を除去することを表す言葉で、4 つのバリア（物理的バリア、制度のバリア、文化・情報のバリア、意識のバリア）が定義されている。

※5 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、はじめからすべてのひとが使いやすいように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方





《県の動向》

県では、平成 15 年 3 月に障がい者施策の基本となる「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、「ノーマライゼーション^{※6}」と「完全参加」を基本理念として施策の総合的な推進に取り組んでいます。

障がい者の雇用、就労では、福祉的就労に従事している障がい者が、地域で自立した生活を送るに十分な収入の確保をめざして、工賃水準の引き上げを図る「障害者工賃倍増 5 か年計画」を平成 20 年 3 月に策定しています。

公共的施設等の整備では、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例(平成 8 年)」により、障がい者を含むすべての人が安心して快適にらせるまちづくりを行っています。

また、他人へのおもいやりで満ちた社会の形成を提唱する「いばらきの快適な社会づくり基本条例(平成 19 年)」の基本理念に基づき、平成 23 年 10 月より「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を導入し、車いす用駐車スペースが適正に利用されるよう、意識の啓発を図っています。

最近では、「障害者差別解消法」の施行に先立ち、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が平成 27 年 4 月から施行されます。全ての県民は、障がい者が地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援し、障がいについての理解を深め、差別の解消に努めることなどが規定されています。

《市の取り組み》

平成 17 年 1 月に那珂町と瓜連町が合併したことにより「那珂市」が誕生し、平成 19 年 3 月には、市制施行後初の「那珂市障害者プラン(平成 19 年度～平成 23 年度)」を策定しました。この中で、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、旧障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービスの数値目標を掲げました。

この期間では、本プランにより進めてきた障がい者施策等について必要な見直しを行いつつも、基本的な理念や目標を継承しながら、更なる障がい福祉の推進を図るために、平成 24 年 3 月に新たな「障がい者プラン」を策定しました。

この度の「障がい者プラン」は、平成 24 年 3 月に策定したプランの年次的な点検・評価の結果をもとに、現在の障がい者支援施策の内容や各種計画の見直しを行い、平成 29 年度までを計画年度として策定するものです。

※6 ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方





2 計画策定の目的

バリアフリー、ノーマラゼーションなどの実現や、障がい者の自立と社会参加を支援するための障がい福祉サービスの提供、そしてライフステージ^{※7}に応じたりハビリテーションの理念^{※8}に基づく施策の展開のため、本プランを策定します。

3 計画の位置づけ～障がい者計画と障がい福祉計画

本プランにおいては、第1部として、障害者基本法第11条による「障害者のための施策に関する基本的な計画」を本市の「障がい者計画」として定めています。

第2部では、障害者総合支援法第87条の厚生労働大臣による「基本的な指針」に基づいて定める、同法第88条の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」として「第4期障がい福祉計画」を定めています。

また、本市における行政運営の基本となる「第1次那珂市総合計画（第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり）施策3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える」及び「第2次那珂市地域福祉計画」に適合した障がい者施策の基本的な計画として、本プランを位置づけます。

※7 ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切ったそれぞれの段階

※8 「機能訓練」という意味だけでなく、障がい者の全ライフステージにおいて医学的、教育的、職業的、社会的の4つの分野のリハビリテーションを総合的に推進していくという考え方



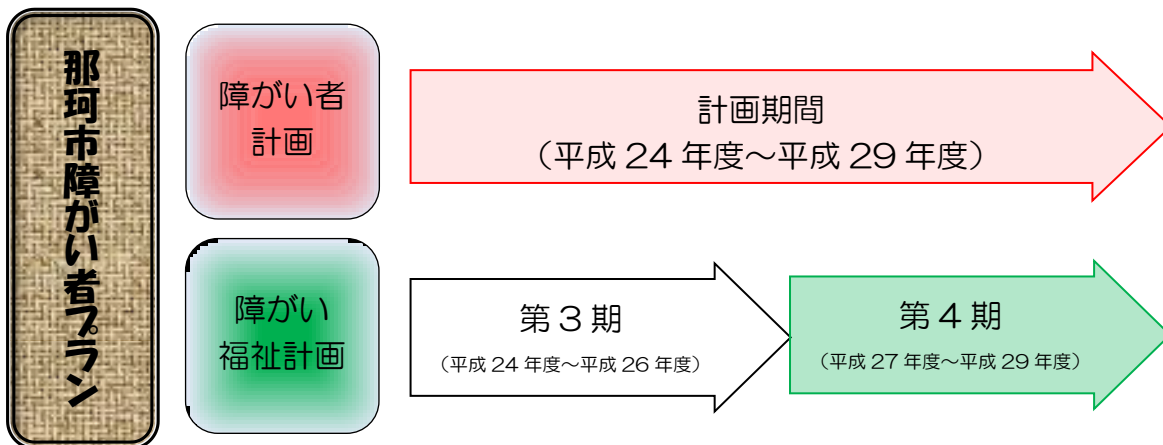


4 計画の期間

本プランのうち、「第2部：第4期障がい福祉計画(平成27年度～平成29年度)」は、「第3期障がい福祉計画」の計画年度終了(平成24年度～平成26年度)に伴い、新たに策定するものです。

これに合わせ、「第1部：障がい者計画《改訂版》」は、平成24年3月の策定時では、計画終了年度を平成28年度としていましたが、計画内容の見直しを行い、1年延長することとして平成29年度までとしました。

これにより、それぞれの計画最終年度を平成29年度に統一、平成29年度を次期計画の策定期間としました。





5 障がいのある人等の計画策定への参加

本プランの策定に当たる推進委員会の委員を障がい者団体を含めた福祉関係団体の代表者に委嘱することに加え、策定に先立ち、障がい者及び障がいのある子を持つ保護者に対してアンケート調査を実施しました。

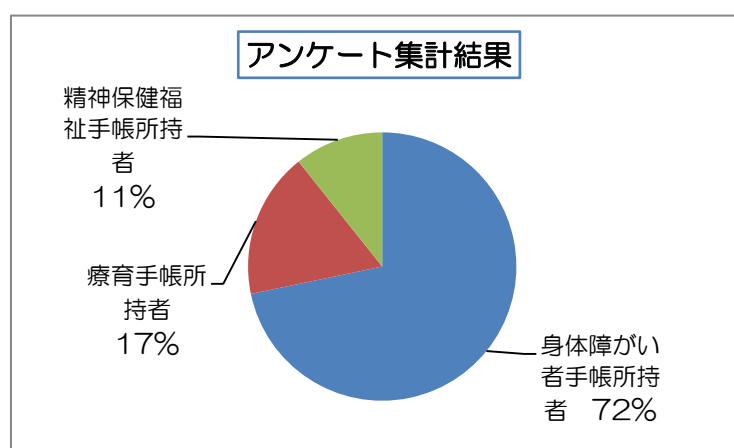
また、市地域自立支援協議会^{※9}に意見を求めたり、パブリック・コメントの実施など、障がい者を含め、広く市民の意見、要望が反映されるように努めました。

★アンケート調査の概要

調査は、郵送方式により平成25年12月18日から平成26年1月15日までを回収期間として実施しました。

アンケート集計結果

区分（在宅者）	配布数 （人）	回答数（人） ※重複あり	回収率 （％）
身体障がい者手帳所持者	510	241 （療育14、精神11と重複）	47.3
療育手帳所持者	122	59 （身体14、精神3と重複）	48.4
精神障がい者保健福祉手帳所持者	68	36 （身体11、療育3と重複）	52.9
計	700	実数318 （336：重複含む）	45.4 （48.0）



※9 地域自立支援協議会：障害者総合支援法により市町村等に設置されるもので、地域の関係者間で課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割を担う。「障がい福祉計画」の策定に当たっては、その意見を聴くよう努めることとされている。





6 計画の推進

計画策定後は、市の行政評価システム及び市障がい者プラン推進委員会において進捗状況の点検・評価を行うことで、年次的に計画内容の確実な推進を図ります。

7 基本目標の評価

平成 19 年策定の「障害者プラン」では、6 つの基本目標について、障がい者アンケートによる「満足度」向上のために設定した「めざそう値」の達成度を評価基準としました。同時に、その評価は平成 24 年以降に策定する障がい者プランの見直し年度に行うものとし、平成 24 年策定のプラン及び今回のプラン策定に当たっての障がい福祉アンケートによる基本目標の評価結果は下表のとおりとなりました。今回のプラン策定に当たっては、平成 19 年策定時の「めざそう値」に届いていない現状を踏まえ見直しを行います。

基本目標	主な施策の名称	平成 18 年 現状値	平成 19 年策定 時のめざそう値	平成 23 年評価	平成 25 年評価
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策	30.6%	40%	37.7%	33.3%
	*保健・医療・福祉などのネットワーク	43.5%	50%	53.2%	44.3%
地域生活支援の充実	*福祉サービス等の相談体制	61.1%	65%	59.2%	56.3%
	*福祉サービスの利用しやすさ	58.1%	60%	55.0%	54.3%
教育・育成の推進	*障がい児の教育・育成（全体）	43.7%	50%	45.6%	38.3%
	*障がい児の教育・育成（障がい児）	24.3%	30%	28.6%	23.3%
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保	28.9%	30%	30.7%	26.1%
	*職業訓練・職業能力の開発	30.3%	35%	34.7%	31.3%
社会参加の促進	*情報保障・コミュニケーション支援	37.0%	40%	40.0%	36.1%
	*月に 1 回程度以上の外出者割合	81.1%	81%	91.1%	90.5%
住みよいまちづくり	*障がい者理解についての啓発・広報	54.9%	60%	50.5%	48.3%
	*バリアフリーのまちづくり	33.3%	40%	37.8%	31.4%
総合	*身近な人の障がい者「理解度」	64.8%	70%	53.5%	55.8%
	*まちの「住みよさ度」	65.0%	70%	64.8%	58.1%

